

6 耕地

【解説】

ここには、「作物統計調査」の「面積調査」から「耕地面積調査」結果を収録した。

1 調査の概要

(1) 調査対象

全国の田耕地及び畑耕地を対象とする。

(2) 調査期日

耕地面積：令和元年7月15日現在

耕地の拡張及びかい廃面積：過去1年間

(平成30年7月15日～令和元年7月14日)

(3) 調査方法

ア 耕地面積

空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の土地を隙間なく200メートル四方（北海道は400メートル四方）の格子状に区分し、耕地が存在する区画から抽出された「標本単位区」に対し、職員又は統計調査員が対地標本実測調査を行い、この結果を基に職員による巡回・見積り及び情報収集により補完している。

なお、対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、職員による巡回・見積り、関係機関からの情報収集により把握した。

イ 耕地の拡張及びかい廃面積

職員又は統計調査員による巡回・見積り、職員による情報収集等によって把握している。

ウ 福島県のうち原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上した。

2 調査上の主な約束事項（調査項目の定義）

耕地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。 なお、「栽培」とは生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することである。
本地	直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた土地をいう。
田	たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源・用水路等）を有する耕地をいう。
畑	田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。
普通畑	畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するものや1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。

樹園地	<p>畑のうち、果樹、茶等の木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。</p> <p>なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。</p>
牧草地	<p>畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいう。</p>
拡張 (増加要因)	<p>耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいう。</p> <p>拡張は、荒廃農地、山林又は原野等からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。</p>
かい廃 (減少要因)	<p>田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。</p> <p>かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。</p>
荒廃農地	<p>耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態(荒地)となった土地をいう。</p>